

第527回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和3年7月21日（水）9時30分～10時50分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員、森委員

使用者代表委員 徳田委員、花原委員、平木委員、宮城委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、宮地監督課長

今井賃金室長、野口賃金室長補佐、

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

- (1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 令和3年度地域別最低賃金額決定の目安について（答申）
- (3) 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告
- (4) 鳥取県最低賃金の改定に係わる意見
- (5) 令和3年度鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取の実施結果（令和3年7月14日現在）

- (6) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移
- (7) 地域別最低賃金と新規学卒者の初任給との関係（高校卒）（鳥取県）
- (8) 求人票に記載された賃金額資料
- (9) 毎月勤労統計調査（きまって支給する給与関係時系列表・所定内給与関係時系列表 全国・鳥取県）
- (10) 毎月勤労統計調査（平均月間総実労働時間、平均月間所定内労働時間 時間数表示 全国・鳥取県）
- (11) 令和3年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (12) 鳥取県の経済動向（令和3年7月号）（鳥取県）
- (13) 鳥取県の経済動向（R3.1～R3.7）、鳥取県内の経済情勢（R3.1、R3.4）
- (14) 山陰の金融経済動向（日本銀行 松江支店 2021.7.1）
- (15) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2021年6月調査）（日本銀行松江支店）
- (16) 消費者物価指数の推移（鳥取市）
- (17) 令和3年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況
- (18) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の申出書
- (19) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の申出書
- (20) 令和3年度鳥取地方最低賃金審議会・専門部会開催予定（案）
- (21) 第526回鳥取地方最低賃金審議会における委員からの追加要望資料
机上配付資料
 - ・第2回 目安小委員会資料
 - ・第3回 目安小委員会資料
 - ・第2回 目安小委員会資料No, 1 訂正（鳥取労働局加工）
 - ・鳥取県の緊急支援策

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から第527回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の審議会は公開しており、4名の傍聴人がお見えになっておられます。傍聴人の皆様には既に傍聴に当たっての遵守事項を配付させていただいておりますが、これに従っていただきますようお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する道前委員、労働者を代表する山崎委員より欠席の連絡を頂いております。平木委員につきましては現状のところおいでになっておられません。現時点で、15名の委員のうち12名の方に御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、これより先の審議会の進行を会長をお願いいたします。

○佐藤会長 おはようございます。それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、撮影は、ここまでをお願いします。

本日、とても暑いですが、議事の方もとても熱くなりそうな情報がたくさん入ってきておりますので、まず、議事の一つ目ですが、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、7月16日に開催されました中央最低賃金審議会において答申がありました。令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、事務局から報告をお願いいたします。

また、目安に係る報告の後、意見、質問等をお聞かせいただいた後に、事務局より事前に情報提供いただきました賃金改定状況調査結果、第4表等の集計誤り及びその他資料の説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 おはようございます。賃金室長の今井でございます。

それでは、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について御報告させていただきます。お手元には、今日の資料3部構成でお渡ししております。次第から始まる資料、それと机上配付資料、委員限り資料の三つのセットをお配りしております。

まず、次第から始まります本編の資料の3ページ、資料ナンバー2を御覧ください。

7月16日付け厚生労働大臣宛ての答申文でございます。表題のところから読み上げさせていただきます。

[答申文の読上げ]

なお、地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が示されてございます。

次の4ページを御覧ください。別紙1、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解でございます。こちらの公益委員見解の1以降を読み上げさせていただきます。

ます。

[公益委員見解の読上げ]

以上が公益委員見解でございます。

なお、資料6ページからが、答申文の別紙2、令和3年7月14日付けの中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告でございますが、時間の関係もあり、読上げは省略させていただきます。労働者側見解、使用者側見解、公益委員見解及びその取扱いについて記述されておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安が出されましたが、これについて、御意見、御質問等はございますでしょうか。

では、田中委員。

○田中委員 あくまでも労働者側の受止めとして聞いていただければと思います。

まず、有額目安が出たということ、我々、これを非常に望んでおりましたので、その最低賃金の引上げの必要性、重要性が確認されたものと受け止めております。その結果も、AランクからDランク全て28円、額も最高額という額でございました。AランクからDランクが同額ということは、基本的には現状の格差を何とか抑えようという結果ではなかろうかなと受け止めております。

そして、28円ということなのですけれども、この方向で行けば、我々が近年強く望んでいました800円超えというのが現実味を帯びたということ、もっと言えば、我々は誰もが時給1,000円ということも一つの目標値として持っていますので、そういう道筋も見えてきたというように、見えてきてはいないのですが、一步前進が図れたのではないかなと受け止めております。

この審議会の協議でどうなるかは分かりませんが、一つ、やはり非常に懸念されるのは、この中央の目安審議において、これまで大事にしてきた、大切にしてきた三者協議の乱れが生じたということです。昨日、東京がいち早く、多分1回目の金額審議ではなかろうかと思っておりますけれども、28円で決着をしております。この採決結果においても三者協議の乱れが生じているというのを、非常に懸念を持っております。我々はこの三者協議というのは大事にして本審議会に臨んでいきたいと考えておりますので、皆さんの御理解、御協力をお願いして、我々の思いということで発言をさせていただきました。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

使用者側から何かありますでしょうか。

では、宮城委員。

○宮城委員 それでは、今日お配りさせていただいた1枚の資料があるのですが、地域別最低賃金額改定の目安に対する意見ということで、これは20日の日本海新聞にも出ておりましたけれども、内容はこのような内容で、県政記者室の方にお配りさせていただいております。これについては、中央の方でやはり同じような形で、日本商工会議所と経済団体3団体がコメントを発信しておられます。

今回、先ほど労働者側の委員の方がおっしゃられましたけれども、目安の金額が示されて、昨年と違って28円という大幅な引上げになりました。これについて、事前に全国各地の経営者協会のリモート会議があったのですが、どこの地区もやはり0円回答だというような意見が出ておりました。ただし、今年につきましては、かなり政府のプレッシャーがあるので、有額回答になるかもしれませんねと、実際に経済団体の代表の方がこの目安の審議に、中央最低賃金審議会に関わっておられますので、その雰囲気を感じてお話があったことと思います。蓋を開けてみると、ここにも記載しているのですが、時給換算が始まった2002年度から最高額の時給の引上げということで、こういう時期にこんなことをしているのかという思いがやはり経営側にもあると思います。

実際、この今のお話の中で、雇用にどれだけの影響があるのか、それはそんなに無いのではないのかというような意見が書いてありましたけれども、それは大きな間違いであって、地方の実情を御存じないのではないかと思います。私が最近思うに、中央の方ではいわゆる、時給1,000円、これを効率的に賃金として支払えないような企業は経済活動から出ていってほしいというような物言いをされる方もいらっしゃいます。地方にとって1,000円の時給というのは非常に大きな金額ですけれども、やはり経済格差というのがそんなにもあるのかなど。それと、大企業と中小零細企業の考え方の相違を非常に最近思うところでありまして、先ほど東京のお話が出ておりましたけれども、たしか5回目で結審したと思うのですが、使用者側は退席とか、反対の意見を発表して、いわゆる多数決の審議には加わらなかったと、そういったふぞろいが出ているということです。この中にも審議の結果を注視すると書いてあるのですが、どこまで注視しているのか、毎年同じ文言で、では、去年はどうだったのかということが一切書いていない。それは経営側であり労働者側の、いわゆるどれぐらい全会一致だったのかとか、使用者側が反対したとか、

労働者側が反対したとかというのは、一覧表で出しているのは我々であって、労働者側の団体であって、中央はそんなことを出したことは無いと思っております。どこまで見ているのか、どこまで真剣に考えているのかというのは、最近とみに感じるところです。

それで、ここにも記載してあるのですけれども、先ほど申しましたように、中央では地方の実情を分かっていない。それぞれの地方というのは、経済環境に違いがありますから、それによって審議しなさいと書いてあるのですが、そういった形の審議がなされずに、中央で強制的に決まった金額が、それも政府の意向によって左右されると、中央最低賃金審議会とは何なのだろうかというのを最近とみに思っています、公労使の三者協議でちゃんと決まればいいのですが、最近、田中委員も言われたように、決裂、決裂、決裂で、これが本当の三者協議なのかと。それが地方に回ってきてというような弊害が出てきていると思っております。

今日、この意見について、内容を事細かにはお話しはしませんけれども、じっくり見ていただいて、今回の審議について、審議に対して、基本的な意見として、使用者側の委員の意見でございますので、審議会あるいは専門部会でこういう気持ちで今回は対応させていただきたいと思えます。

会長から今日は暑いというお話がありましたけれども、本当に熱いです。本当にきついなと思えます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

○米原委員 すみません、私の方からも発言させてください。

今回のこの目安を見て、どうも本当、間違った方向に進んでいるのではないかというように思えて仕方がないということです。そもそもが、最低賃金法、法律において、特に地域別最低賃金もそうですけれども、三原則というのがあって、労働者の生計費、類似の賃金、それから事業の賃金支払能力、この三原則を考慮して定めなければならないということがあって、それを踏まえて、今回のこの会議でも資料をたくさん出しているのですね。で、そのどこを見たらこの28円というのが出てくるのか、全く理解ができないのです。1,000円とか、そんなお題目が法律よりも優先しているというところで、それが嫌だったら、まず、法律を改正してからいろいろ言ってほしいというのが私の意見です。

それから、地方の実態を分かっていないということで、今、宮城委員もおっしゃっていましたが、私どもの中小企業団体中央会の方でも幾つかヒアリングをしてみました。

例えば旅館業ですけれども、コロナ禍で事業継続、雇用維持を苦慮している中、今後の経営の懸念材料がまた一つ増えたと。緊急事態宣言、まん延防止措置が発令される中でも、余りにも中小に対しての配慮が足らなさ過ぎると、経営者の前向き意識の減退を憂慮すると。それから、製造業ですけれども、技能実習生1人当たり5,000円くらい、月にアップになるけれども、上げ方がめちゃくちゃだと、会社が潰れることになる、雇用の調整も考えなくてはならない。それから、建設業ですけれども、建設業界の資材等の価格が高騰しており、経営が苦しい中、最低賃金の引上げまで建設価格は転嫁できない。今後、中小零細企業ほど、経営圧迫が懸念される。卸売業ですけれども、中小零細はぎりぎりビジネスをしている。今後、大きな影響が出てくると、人減らしもせざるを得ない。それから、運輸業ですけれども、最低賃金の引上げが運賃アップの交渉に持っていかればいいけれども、できなかつたら大きなマイナス要因になると。そのような生の声を聞きましたので、それをお伝えします。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見ありますか。

公益側、何かありますか。特に無いですか。

○花原委員 今年の4月7日から緊急事態宣言が発令されて、もう1年3か月たちます。実際にワクチンも接種してどうなのかといっても、なかなか地方においては、先ほども宮城委員も言われたように、宿泊業、それから飲食業、交通、運輸、もうがたがたの状態になっていると。観光客も全く来ない、インバウンドも全く来ないという状況の中で、巣籠もり需要である程度もうかっている業種もあると思いますけど、地方においては、観光という一つの、キャッチフレーズではないですけれども、潤っていた面が全く駄目になってしまっているということがあると思います。

政府の方も公的資金なり雇用調整助成金なり、それから持続化給付金なりという形で補助金なり融資なりを行って、どうにか事業が成り立つという形で昨年進んでまいりましたが、今後どうなっていくかというのも全然見通しが立たないし、あるタクシー業者の社長も少し話したのですが、上げれば一時金もカットせざるを得ないなど。だから、その従業員にとっては年収は全く変わらないよというような話もされておりました。だから、ある程度そういう経済が、生産性が向上して、賃金を上げるというのは、僕もよく分かるのですが、全くマイナスの状態で賃金が上がるというのはどうなのかなと、まず疑問に思っております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

○徳田委員 失礼いたします。一昨年にこの最低賃金の会議のときに少し申し上げたのですが、労使、これはお互い相反する立場であります、公益委員の方というのは、私の考えで言えば中立な立場で冷静な目で判断をいただく立場の方々だと捉えております。しかしながら、現実には、やはり中央の方から、また政府から、このように目安金額が出たり、1,000円ありきの発言が飛び出している中で、どうしても公益の方もそちらに傾いた考えをお持ちに、持たざるを得ないような立場かと思っておりますが、やはりここに書いてありますとおり、自主性を発揮していただき、地方の状態を十分に考えていただいて、中立な立場を本当に発揮していただいた裁定をしていただきたいと、特に公益の方にはそのようをお願いしたいと考えております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

公益側の皆さん、肝に銘じて審議に関わっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

労働者側、ほかの委員さん、何か御意見はありますでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、中央最低賃金審議会における本年度の目安審議の状況を十分に確認していただくと共に、鳥取地方最低賃金審議会においても、今回の中央最低賃金審議会の答申を踏まえ、今後の審議をしていくこととなりますので、専門部会委員をはじめ、各委員の皆様、御協力をお願いいたします。

次に、賃金改定状況調査の第4表等の集計誤り及びその他資料について、事務局より御説明お願いいたします。

○今井賃金室長 それでは、お手元にお配りしました机上配付資料を御用意いただけますでしょうか。しばらくこちらの資料を使って御説明をいたしたいと存じます。

〔資料説明〕

〔平木委員着席〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、集計の誤り及びその他の資料について、今御説明をいただいたところですが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、田中委員。

○田中委員 近年、この統計調査の誤りというのが中央でもこの鳥取労働局でも発生して

いるという状況なのですけれども、昨年辺りは非常に影響率等に影響するような統計誤りだったと受け止めておりますが、この149ページの調査結果の訂正についてということで、深くおわび申し上げますと書いてあるのですけれども、審議にどのように影響すると事務局としては考えておられるのか、訂正されたことによって、どのような影響が懸念されるかというようなことについて、一言いただければと思います。

○今井賃金室長 審議の金額等には影響は無いのではないかと考えているところでございます。この賃金改定状況調査というのは、地方最低賃金審議会に対してではなくて、中央最低賃金審議会における目安を定める際に、参考資料の一つとして使用するものでございまして、中央最低賃金審議会でも昨年の最低賃金の目安審議や実際の引上げ額については、特定の指標によって自動的に決定されるものではなく、様々なデータや要素を総合的に勘案して公労使で審議、決定されたものだということで、その結果には影響が無いということで確認されたと聞き及んでおります。

いずれにしましても、鳥取県における最低賃金は、本県の地方最低賃金審議会で決定されていると認識しておりまして、そこでは中央最低賃金審議会における目安を参考に示しておりますけど、今回の数値の誤りにより昨年の目安審議の結果が訂正されるものではないと理解しておりまして、本件の調査の誤りが金額審議に影響は無かったのではないかと、事務局では考えているところでございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○田中委員 はい。

○佐藤会長 ありがとうございます。

今回の調査結果の集計誤りについて、一応会長として、私の認識の方を述べさせていただきたいと思います。

先ほど今井賃金室長の方からお話がありましたように、最低賃金の改正につきましては、一つの資料によって自動的に決定されるというのではなくて、様々な資料、データから、それを参考にしつつ、さらに、公労使から成る審議会で十分に審議を尽くした上で決定をしているところであります。なので、昨年、この資料の誤りによって、審議自体が大幅にゆがめられたということはないと思っているところではあります。それもたまたまというところであって、今後、同じように資料の数字等が誤っていることによって大きくその影響がある場合ということもありますので、今後、事務局におかれましては、このような

ことが起こらないように、資料の作成については十分に注意を尽くしていただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の2の方に行きたいと思えますけれども、鳥取県最低賃金の改正決定に
係る意見聴取について、関係労使の意見聴取の公示を行ったところ、意見が提出された
ということですので、事務局より御報告をお願いします。

○今井賃金室長 それでは、説明いたします。

最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、令和3年6月24日に、鳥取県地方
最低賃金審議会の改正決定について関係労使の意見聴取の公示を行いましたところ、1団
体から意見が提出されました。お手元の資料では15ページにございますので、意見、要
請内容を説明させていただきます。

まず、15ページを御覧ください。よろしいでしょうか。7月12日に鳥取県労働組合
総連合議長、田中暁様から鳥取地方最低賃金審議会長宛てに、「2021年鳥取県最低賃
金の改定にあたっての意見」と題する書面が提出されました。お時間の関係で全文読上げ
ではなく、私から要旨を御紹介させていただくことといたします。

その意見の要旨といたしましては、1として、エッセンシャルワーカーの多くが非正規
雇用労働者であるところ、社会生活の基盤を担う労働の対価として、現在の最低賃金額の
設定が低い。セーフティネットが生存ぎりぎりの水準であってはならない。8時間働い
たら、人間らしく暮らせる賃金とすべきとして、最低賃金の引上げで生存権を脅かす低賃
金の改善を求めること。2として、最低生計費に大きな地域間格差は無い、払えるかど
うかではなく、労働者の生計費を考慮すべきとして、労働者の生計費に基づく最低賃金の
実現を求めること。3として、最低賃金の引上げと同時に、適正価格による公正取引の確立
など、中小企業を支える総合的な支援策の拡充に努め、全国一律最低賃金制度に転換し、
地域間格差を解消し、時給1,500円以上に引き上げることが必要である旨の意見で
ございました。全文はこの資料ナンバー4で御確認いただきたいと思います。

以上、意見が提出されていますので、御報告いたします。

このほか、最低賃金法第25条第6項に基づく関係労使の意見陳述につきましても公示
等により募集いたしましたところ、1名の申出がありましたので、今後開催いたします第
2回の鳥取県最低賃金専門部会において意見陳述をしていただく予定としておりますので、
併せて御報告いたします。

続きまして、第526回鳥取地方最低賃金審議会において御審議いただきました、書面

による意見聴取の実施結果について御説明いたします。

〔資料説明〕

なお、資料ナンバー5の基になりました意見そのものの詳細は、今回、委員限りで、資料をお配りしてございます。委員限りとさせていただきましたのは、意見内容にはプライバシーに関わるものが含まれるということでの配慮でございます。

意見聴取結果についての御報告でした。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、ただ今の説明について、御意見、質問等ございますでしょうか。特に無いでしょうか。

毎年こうした貴重な御意見を頂き、私たちも真摯にこれを読んで検討させていただいた上で、議論に臨んでいるところであります。金額審議の中でも、これらの意見について触れることもあろうかと思えます。その都度、各委員の御意見等を伺っていきたく思いますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、議事の3に進みたいと思えます。最低賃金に関する基礎調査結果等について、事務局より最低賃金に関する基礎調査の結果、その他資料についての御説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 今回報告の予定でございます最低賃金に関する基礎調査結果についてでございますけれども、最終集計の段階で確認が必要な調査票が確認されておりまして、その最終確認が終了できなかった、また、このデータ分析に当たりますプログラムの状況につきましても、現在、本省に協議しているところでございまして、その結果、今回の審議会に結果を報告することができません。重要な調査結果の報告が遅れますことを深くおわび申し上げます。調査結果につきましても、7月30日開催予定の第2回専門部会で報告いたしますと共に、調査結果がまとまり次第、各委員の皆様にお届けしたいと思えますので、正確性を期すために、しばし御猶予をいただきますようお願い申し上げます。

本日はそのほかの資料、本日提出しました資料について御報告をさせていただきます。

〔資料説明〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、ただ今資料の説明をいただいたところでありますが、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

では、宮城委員。

○宮城委員 先ほど御説明していただいたのですが、次第のところの関係資料の4ページから5ページにわたって、中央最低賃金審議会の意見がずっと述べられているのですけれども、この中で、4ページの大きな2の②、消費者物価指数は横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していることと記載してあります。これについては先ほど説明がありました、この同じ資料の29ページに、名目GDPの推移がずっと記載してあります。確かに令和2年度は名目でマイナス3.8%となっている。それで、では、一時期落ち込んだもの、足下では一時期より回復している、一時期とはいつのことなのか、これがはっきりしていないといえますか、こんな表現の仕方でいいのか。例えば令和2年度下半期より回復しているなど、そういうような数字であれば分かるのですが、こんな曖昧な表現でいいのか、それで本当に回復しているということを思っておられること自体が、この公益委員見解に対して、私は非常に疑問を持っています。

それと、5ページの一番上の行に、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府としてどうのこうのと書いてあるのですが、一部産業では引き続きマイナスとなっているところが問題なのであって、最低賃金対象の企業というのは、このマイナスの数字が出ている企業がかなりの部分を占めていると思います。ですから、今回の見解については非常に、そういった意味で、余りにも表現が軽過ぎるというように思います。どこまで真剣にこの見解を記載されたのか、非常に疑問に思いました。

公労使で専門部会も当然審議をするわけですが、全ての面において、やはり曖昧な表現というのは非常に困る。数値でもってやはり見ていかないと、最低賃金の問題というのはいけないと思います。それを足下では一時期より回復しているという曖昧な表現でいいのかと。

先ほど米原委員が最低賃金法の第9条の3つの指標を説明されましたけども、やはり企業の支払能力というのは限られていまして、それを最大限、最重視しなければいけないと思います。そうしないと、雇用の問題には余り関係無いというような言われ方をしておりますけれども、絶対あるのですよ、雇用の関係。

先ほど、これも資料で以前お願いして、今はあるのですが、ハローワークの求人の方ですね、4月、5月、6月があったのですが、820円までの採用の求人広告が、3割弱ありましたね。34ページからですか。34ページに4月分、36ページに5月分、38ページ分に6月分、3か月にわたって非常に集計に御苦労いただいて、ありがとうございます

した。こうして見ると、やはりかなりの割合で求人広告、820円未満で出ていて、これに全て影響があると。

それと、賃金の関係の分布の方がまた出てくると思うのですけれども、今年の資料でいえば、820円未満の方々というのはパートさんの中の3分の1が影響するというように記憶しています。3分の1というのはかなり大きな数字でして、そこを企業としては賃金を28円引き上げなければならないわけですね。その辺のところの大変さが分かってもらっているだろうか。いわゆる雇止めや解雇など、そういった目に見えないものが出てくるというのはこれからだと思うのですけれども、今日の資料にもいろいろな分析で数字の方が出ているのですが、また、専門部会のお話の方はさせていただこうと思っておりますけれども、いろんな意味でマクロで見ればというお話はあるのですが、マクロで見ても分からない部分は多いのですよね。ある意味セグメントでやらないといけない部分もありますから、その辺のところを大まかな、大きな網でやってしまっても、やはり地方の状況というのは分かってもらえないと思っておりますので、審議の中でその辺のところもしっかりお話の方をさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、ほかには御意見ありますか。

先ほど御指摘いただいた名目GDPが一時期より回復しているなどの根拠などというのは、調べることは可能なのですか。

○今井賃金室長 これは中央最低賃金審議会の公式見解でございますので、本省に確認することとなりますので、確認したいと思います。

○佐藤会長 では、よろしく申し上げます。

では、議事の3についてはよろしいでしょうか。

それでは、4の方に進みたいと思います。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてとなります。

これについて諮問がありますが、その前に改正の申出があった特定最低賃金について、申出状況等を事務局より御報告お願いいたします。

○今井賃金室長 それでは、説明申し上げます。資料は89ページ、資料ナンバー17を御覧いただきたいと思います。こちらは申出内容を一覧にしたものでございます。

現在、鳥取県におきましては2件の特定最低賃金が設定されてございます。本年度、特定最低賃金について改正の申出がございました、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、

電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び鳥取県各種商品小売業最低賃金について御説明させていただきます。

2件とも、申出の内容は労働協約ケースでございます。後ほど御確認をいただきたいと思いますが、最低賃金決定要覧の212ページに新産業別最低賃金の運用方針が書いてございます。労働協約ケースにつきましては、一定地域の事業所、つまり、鳥取県内の事業所で使用される同種の基幹労働者のおおむね3分の1以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合であって、2以上の労働協約による場合は、その当事者である労働組合等の全部の合意により行われる申出であることとされていることとございます。それぞれの申出は91ページの資料ナンバー18及び95ページの資料ナンバー19にございます。

なお、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る申出書において、労働協約による最も低い賃金額は時間額834円と記載されてございます。また、各種商品小売業に係る申出におきましては、労働協約による最も低い賃金額は時間額800円と記載されてございます。

これらにつきまして、事務局において審査したところ、2件ともそれぞれの申出には必要事項が記載されており、必要な疎明資料の添付があり、いずれも申出要件を満たしているものと認められましたので、申出を正式に受理したものでございます。

以上のとおりの申出内容でございますので、本日、改正決定の必要性の有無について諮問させていただくことといたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

特に無いようでしたら、諮問をお願いしたいと思います。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

○佐藤会長 それでは、諮問文2通、行き渡りましたでしょうか。

では、諮問文の読上げをお願いします。

○今井賃金室長 では、電機、各種商品の順で読み上げさせていただきます。

鳥労発基0721第2号、令和3年7月21日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、石田聡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和3年7月16日付けをもって、申出代表者、電機連合鳥取地域協議会議長、笈憲之介から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続けまして、鳥労発基0721第1号、令和3年7月21日、鳥取地方最低賃金審議会議長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、石田聡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和3年7月9日付けをもって、申出代表者、UAゼンセン鳥取県支部支部長、林大介から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、労働局長より諮問文を頂きましたので、今後の審議会において、改正決定の必要性について審議をしていきたいと思えます。

何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

では、特に無いようでしたら、次の議事です。その他になりますが、事務局から今後の日程等の説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 2点ございます。資料の97ページを御覧ください。97ページには、今後の日程表がございます。

まず1点目でございますが、次の第528回本審の件でございます。

次回の審議会につきましては、専門部会の審議状況によることとなりますが、現時点では8月5日木曜日15時30分より、本日と同じ、こちらの会議室において開催させていただくことを予定してございます。また、予備日として、8月6日金曜日15時30分よりの開催を予定してございます。委員の皆様におかれましては、8月5日の本審及び8月6日の本審につきましても、出席に向けての日程の確保をお願い申し上げます。

ただし、専門部会での結審が全会一致に至った場合は、最低賃金審議会令第6条第5項

の適用により、専門部会報告をもって審議会で決議されたものとみなされるため、審議会は省略することとなります。

なお、審議状況により日程は変更される可能性もありますので、その際は事前に御連絡いたします。

2点目でございます。専門部会委員についてでございますが、該当の方には既に御案内をしておりますが、本年7月14日付けで、資料ナンバー1の名簿記載の方を専門部会委員として任命させていただいております。第1回専門部会は、今日のこの本審終了後、休憩を挟みまして、11時からこの会場にて開催をさせていただきたいと思っております。

以上で報告終わります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、その他、何か、委員の方からありますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 今、日程の件について御提案いただいたのですが、6日の本審というのは、日程調整されてから非常に日程が経過しておりまして、既に皆さんの中にも御都合がある方もおられると思っております。実施できるかどうかも分かりませんので、多分5日までは日程は確保されていると思っておりますけれども、6日というのは再度確認された方がいいと考えますので、事務局の方で対応いただければと思っております。以上です。

○今井賃金室長 それでは、改めて、6日の方の出席の可否につきまして、今後御照会をさせていただきたいと思っております。

○佐藤会長 そのほかありますでしょうか。

それでは、特に無ければ、本日の審議会の方を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

署名

会長

委員

委員